

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

70歳以上の市民に配布します
高齢者バス等利用助成券

市では、70歳以上の市民の外出を支援し、社会的、文化的活動などの社会参加の促進を図るとともに、健康の保持および生活の質向上にお役立ていただくことを目的に「高齢者バス等利用助成券（以下、助成券）」を1年に1度配布しています。

助成券は、住民票に記載されている住所地に4月1日(金)までに郵送されます。郵便事情などにより遅れる場合もありますので、4月11日(月)までに届かない場合は、福祉総務課までご連絡ください。

■助成券の交付について

対 令和4年1月1日現在、三島市に住民票のある人で、令和5年3月31日時点で満70歳以上になる人（昭和28年4月1日以前に生まれた人）

内 1乗車100円分として利用できる助成券30枚を1年に1回交付します。

■利用できる交通機関

バス▶せせらぎ号、なかざと号、きたうえ号、ふれあい号、花のまち号、伊豆箱根バス、富士急シテイ

バス、東海バス

鉄道▶伊豆箱根鉄道駿豆線

タクシー（75歳以上の人のみ）▶三島合同タクシー、富士急静岡タクシー、伊豆箱根タクシー、伊豆箱根交通、ベルタクシー、平和タクシー、風タクシー、（個人）三嶋タクシー、介護タクシー（福祉サービス・エンゼルランプ、NPO法人ひとみ）

注▶助成券の色は、70歳から74歳の方はクリーム色、75歳以上の方は若草色▶令和3年度のブルーとオレンジの助成券は4月1日以降使用不可▶バス、伊豆箱根鉄道の助成券の利用は1回につき1枚まで▶タクシーの助成券の利用は1回につき2枚まで▶換金不可▶本人以外の利用、他人への譲渡不可（助成券には1人ずつ番号が割り振られています）▶使用期限は令和5年3月31日まで（使用期限が過ぎた助成券は利用不可）

問福祉総務課 ☎ 983・2610

情報

令和4年度
国民年金「学生納付特例」の申請をお忘れなく

20歳以上の学生で、国民年金保険料の納付が困難な場合、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例」を申請することができます。

学生納付特例を希望する

特例対象期間 令和4年4月～令和5年3月分

申請場所 保険年金課国民年金係または日本年金機構三島年金事務所

※郵送で申請可（申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロード）



◀日本年金機構ホームページ

対 学校教育法で定める大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校などに在学の人（定時制、夜間部、通信課程も含む）

持▶「年金手帳」、「基礎年金番号通知書（令和4年4月以降新たに加入した人に発行）」、「国民年金保険料納付書」のいずれか1つ▶「学生証（表裏のコピー可）」か「在学証明書（原本）」▶認め印（代理の場合）

合）▶前年就業していた人は「離職票」か「雇用保険受給資格者証」の写し

※10年以内であれば保険料を納付（追納）することができますが、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、猶予されていたときの保険料に追納加算額が上乗せされます。

継続して学生納付特例を希望する

令和3年度に学生納付特例が承認され令和4年度も在学中の場合、4月上旬に送付されるはがき形式の申請書を返送するだけで、申請手続きができます。

※学生納付特例が承認された人で、納付への変更を希望する場合は、三島年金事務所へ納付書送付をご依頼ください。

問日本年金機構三島年金事務所 ☎ 973・1166

問保険年金課 ☎ 983・2606

情報

いつもより水道料金が安いことはありませんか？
宅地内漏水の発見の仕方

「いつもと同じように水道を使っているのに、水道料金が普段よりも高いな」と思ったことはありませんか。こんなとき、宅地内の地下や建物内の目に見えない場所で、配管のひび割れや腐食による漏水が起きている可能性があります。

■漏水の調べ方

- ①家庭内の全ての水道蛇口を止めます。このとき、水栓トイレ、給湯器などからも水が出ていないことも確認してください。
- ②敷地内に設置されている水道メーターの蓋を開け、パイロット（右図の赤い矢印が指している部分。銀または赤色）の回転を確認します。
- ③パイロットが回転していたら、漏水している可能性があります。



■漏水している可能性がある場合

漏水している可能性があり、知り合いの業者がなくお困りの場合は、市指定上下水道工事店協同組合に連絡してください。なお、現場の確認および助言は、組合の指定工事店が無償で対応しますが、修理費用は有償となります。

また、地下での漏水など、目に見えない場所での漏水の場合、水道料金の一部を軽減する制度が適用されることもあります。指定工事店以外の業者が修繕をした場合は、水道料金の一部を軽減する制度が適用されませんのでご注意ください。

問三島市指定上下水道工事店協同組合 ☎ 977・7384

（受付：午前8時30分～午後5時30分※土日、祝日も対応可）

問水道課 ☎ 983・2657

情報

火災が発生しています！
リチウムイオン電池などの「小型充電式電池」の出し方

リチウムイオン電池をはじめとする小型充電式電池は、スマートフォンや加熱式タバコ、携帯ゲーム機など、身の回りの多くの電子機器で使用されています。

この小型充電式電池を含む電子機器が適切に排出されない場合、ごみ収集車や清掃センターで火災が発生する恐れがあります。



▲発火原因となった加熱式タバコ
【出典：(公財) 日本容器包装リサイクル協会】

■小型充電式電池を含む電子機器の出し方

下記のとおり市内6カ所に設置されている、小型家電回収ボックスに投入してください。

- 回収ボックス設置場所 ▶生涯学習センター ▶中郷文化プラザ ▶北上文化プラザ ▶錦田公民館 ▶三島市役所本館 ▶エコセンター



▲詳細はこちら

■小型充電式電池単体の出し方

一般社団法人 JBRC の回収協力店（家電量販店など）のリサイクルボックスに投入してください。

※下記の3種類のリサイクルマークが表示された小型充電式電池のみ回収が可能



▲一般社団法人 JBRC の回収協力店



▲リサイクルマーク
【出典：(公財) 日本容器包装リサイクル協会】

問廃棄物対策課 ☎ 971・8993